

○ 郵政民営化法等の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第三十号）附則第十九条及び第四十七条の規定に基づく政令委任事項を次のように定める。

（特定受託者が行う業務に関する経過措置）

第a条 郵政民営化法等の一部を改正する等の法律（以下「平成二十四年改正法」という。）附則第十九条第一項第五号の政令で定める業務は、次に掲げる業務とする。

一 日本郵便株式会社から委託を受けた貨物（平成二十四年改正法附則第十九条第一項第三号に規定する総務省令で定めるものに限る。）の交付に関する業務

二 郵便貯金銀行の委託を受けた日本郵便株式会社から再委託を受けた銀行代理業（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第十四項に規定する銀行代理業をいう。）に付随する業務（国の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱いに関する業務の代理又は媒介に限る。）

三 郵便保険会社の事務の代行（日本郵便株式会社から委託を受けた業務で、総務省令で定めるものに限る。）

(郵便局株式会社による準備行為に関する郵政民営化法の特例)

第b条 総務大臣は、郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第百七十六条の四第一項の規定によりその例によるものとされる平成二十四年改正法第三条の規定による改正後の日本郵便株式会社法（平成十七年法律第百号）第四条第四項の規定による届出を受けたときは、速やかに、その旨を郵政民営化委員会に通知しなければならない。

(郵便法の一部改正に伴う経過措置)

第c条 郵便事業株式会社の平成二十四年四月一日から始まる事業年度に係る平成二十四年改正法附則第九条の規定による改正前の郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）第六十七条第五項に規定する収支の状況の公表は、総務省令で定めるところにより、日本郵便株式会社が行うものとする。